

## 審査方法及び採点について

堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の指定管理者候補者の選定に際しては、当委員会において、応募団体の事業計画書（企画提案書）について、評価項目に関する書類審査及び面接審査を行い、当該団体が指定管理者の適格性を有しているかどうかを決定する。

### 1 選定方法について

- (1) 応募書類による書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。
- (2) 点数は、「200点満点／人×出席委員数＝満点」とする。  
(例：出席委員が4人の場合、満点が800点となる。)
- (3) 出席委員全員の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、指定管理者候補者として適格者なしとする。
- (4) 最上位の団体が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その合計が最上位の団体を候補者と決定する。  
それでもなお、最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の審査項目表中の優先順位の順に、各採点委員の合計点を比較し、その合計点を比較して、最上位の団体を候補者と決定する。  
また、得点が次順位の団体を次点の候補者とし、基本協定締結の日までに選定された候補者との協議が不調となった場合及び欠格事項に該当した場合は、次点の団体を候補者とする。

優先順位	審査項目
第1位	(5) 施設の効用を最大限發揮させることができること。
第2位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
第3位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第4位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第5位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第6位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第7位	(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

## 2 採点を行うまでの趣旨について

- (1) 採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点から、採点を行う。
- (2) 当該施設や採点項目について専門知識を有する場合は、専門的な観点から判断し採点する。
- (3) 以上の趣旨で採点者は、審査表の全ての項目について採点を行う。

## 3 採点を行うまでの目安について

採点は、評価の目安として以下のような段階に分類し、評価を行う。

配点基準	5点満点	10点満点	13点満点	15点満点	20点満点	30点満点
特に優れている (高度な能力を有している)	5点	9~10点	11~13 点	13~15 点	17~20 点	25~30 点
優れている (十分な能力を有している)	4点	7~8点	8~10点	10~12 点	13~16 点	19~24 点
普通 (一応の能力を有している)	3点	5~6点	7点	7~9点	9~12点	13~18 点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	2点	3~4点	3~5点	4~6点	5~8点	7~12点
不十分 (能力が乏しい)	1点	1~2点	1~2点	1~3点	1~4点	1~6点
劣っている (能力がない)	0点	0点	0点	0点	0点	0点

条例に定める指定の要件のうち、「市長が定める指定の要件」の審査項目として、下記のとおり点数を付与します。なお、グループ応募の場合は、4及び6の項目を除き、すべての者が満たしていること。

**審査項目（7）⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）**

市の施策に整合する応募団体の取組実績等について、次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに4点ずつ付与します（12点を上限とする）。

付与する基準		配点
1	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用状況報告義務があり、令和4年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合</li> <li>・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を1人以上雇用している場合</li> <li>・堺市障害者雇用貢献企業である場合 (＊) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者</li> </ul>	12点
2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条による認定を受けている場合	
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合	
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	
5	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合	
6	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	
7	I SO 14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合	

#### 4 審査から採点までの流れ

##### (1) 書類審査（20分程度）

委員同士で意見交換を実施する。

※採点は、面接審査実施後に行う。

##### (2) 面接審査

###### ① プレゼンテーション（20分）

団体は、自由に自らの団体の紹介、過去の実績や事業計画について、応募書類に基づき説明を行う。

時間厳守とし、時間がくれば強制終了とする。

###### ② 質疑応答（30分程度）

各応募書類やプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行う。

###### ③ 意見交換（10分程度）

委員同士で意見交換を実施する。

##### (3) 採点

書類審査及び面接審査を踏まえて、総合評価により採点する。

#### 5 応募団体の面接出席者について

##### (1) 応募団体の代表者又は団体又は責任ある役職者に出席を依頼する。

##### (2) 応募団体の面接出席者は10名以内とする。

##### (3) 応募団体から事前に出席者についての報告を求める。

（報告内容：団体名、氏名、役職、所属、連絡先）

##### (4) 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。